第千八百十五号

山梨県告示第四百二十九号

平成十九年

日

十二月十日

月 曜 務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年一月四日まで一般の 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

縦覧に供する。 平成十九年十二月十日

山梨県知事

横

内

正

明

路 道路の種類 線 名 小和田猿橋線

告

示

目

次

道路の区域変更 (三件)ハニ...ハニカ

Ξ 道路の区域

から 地先まで 大月市七保町下和田字屋なは五五一番の一 大月市七保町下和田字屋なは五四九番地先 \overline{X} 間 の旧 別新 旧 新 八·季 一〇: 季 (メートル) 敷地の幅員 三〇・五 三〇・五 (メートル) 延 · ○ 一 八 〇

告 示

建築基準法に基づく公開聴聞の実施.....ハ.....ハニ〇

山梨県告示第四百二十八号

山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成十九年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

山梨県農業近代化資金利子補給規程 (昭和三十八年山梨県告示第百九十四号)の一部

を次のように改正する

附則に次の一項を加える。

3 た農業近代化資金 (五百万円を超えるものに限る。) については、第二条の二第一項 平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新たに貸し付けられ

及び第二項の規定は、適用しない。

この告示は、 公布の日から施行する。

Щ

梨

県

公

報

第千八百十五号

平成十九年十二月十日

山梨県告示第四百三十号

北支所において、この告示の日から平成二十年一月四日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横 内 正

明

道路の種類 県道

路 線 名 茅野北杜韮崎線

Ξ 道路の区域

X	
間	
旧 新	
敷地の幅員	
延	
長	

八九九

J	١
Ξ	
Ξ	
7	_
(Ì
-	_

先まで	5 藤井丁南下条字坂上八豆三番のこら 市藤井町南下条字坂上八八五番の二	
新	旧	の別
- 八 五八・八 ハ・八	一八・八~	(メートル)
一七五・七	一七五・七	(メートル)

山梨県告示第四百三十一号

おいて、この告示の日から平成二十年一月四日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横 内 正

明

一 道路の種類 県道

一路線 名 山保久那土線

三 道路の区域

ー 〇 六 五		新	一地先まで
- O六・五	九 : 八 云 : 二 : 二 : 二 : 二	旧	西人代邓万川三郡丁山呆字黄篁人 ごコ丘香の一地先から 西八代郡市川三郷町山保字横道八七四七番
(メートル) 延 長	(メートル)	の 旧別 新	区

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

に備え置いて縦覧に供する。り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横

山梨県知事 横 内 正 明

申請のあった年月日 平成十九年十一月二十日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 名称 特定非営利活動法人 子育てサポート笛吹
- 2 代表者の氏名 宮川久美子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市境川町小黒坂千五百五十番地
- 4 定款に記載された目的

に関する事業に努め、もって地域の発展に寄与することを目的とする。次世代を担う子供達の健全な育成を支援するとともに、社会に対応する人材の育成この法人は、山梨県笛吹市を中心とした地域住民並びに乳幼児及び児童を対象に、

縦覧期間 平成十九年十一月二十一日から平成二十年一月二十日まで

Ξ

公共測量の実施

第一項の規定により、平成十九年十一月二十日付けで都留市長から次のとおり公共測量測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

を実施する旨の通知があった。

平成十九年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

作業種類(デジタルエリアセンサ撮影一万分の一、デジタルオルソ画像データ作成)

作業期間 平成十九年十一月二十日から平成二十年三月三十一日まで

三 作業地域 都留市全域

建築基準法に基づく公開聴聞の実施

とおり公開による意見の聴取を行う。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第十四項の規定により、次の

平成十九年十二月十日

発行者	山梨県
山梨	県公報
県 甲府市	第千八百十五号
丸の内一丁	
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十九年十二月十日
۲n	二月十日
印刷所供料	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
番	
	八三